

健康経営優良法人(中小規模法人部門)認定の手順

事業所における「健康宣言」

①

- 「健康宣言」に関するエントリーシートを健保組合に提出
- 「健康宣言の証」を健保連大阪連合会から事業所に贈呈
- ホームページで健康づくりに取り組む事業所として紹介
(当健康保険組合、健保連大阪連合会)

「取り組みの確認」

②

- 健康経営優良法人(中小規模法人部門)の認定基準(経産省HP)から、適合状況を事業所において自主確認する。

「認定申請書の提出」

③

- 経産省が指定する「健康経営優良法人認定申請書」に必要書類を添付のうえ、健保組合に当該申請書を提出する。

「認定委員会へ提出」

④

- 健保組合に提出された申請書等は、健保連本部を經由し、「日本健康会議」の認定委員会に提出する。

「優良法人の認定」

⑤

- 「日本健康会議」の認定委員会において審査し、健康経営優良法人の認定を行う。
- 従業員の健康管理を経営的な視点で考え実践している法人を顕彰